

令和元年8月14日

各位

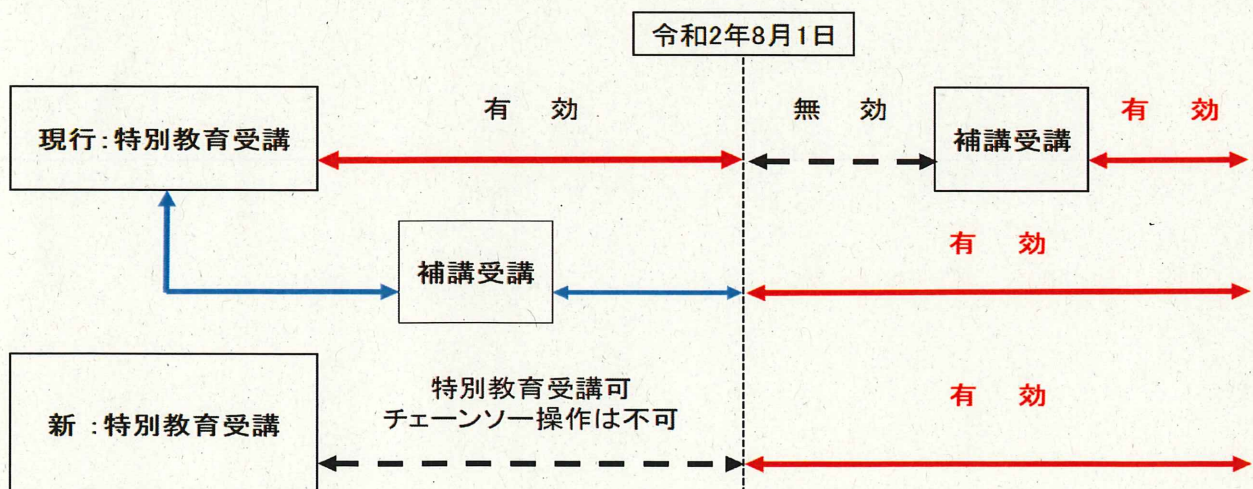
一般社団法人 林業機械化協会

伐木等作業にかかる労働安全衛生規則の一部改正に伴う伐木等の特別教育修了者に係る特別教育の開催について

常日頃より、当協会の業務に関しまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号、以下「安衛則」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成31年厚生労働省告示第32号、以下「特別教育規程」という。）が改正されたことに伴い、改正以前の安衛則第36条8号及び安衛則第36条8号の2を受講している方が、令和2年8月1日以降にチェーンソーによる伐木等の業務を行う場合は、業務を行う前までに、特別教育の科目の一部の受講が免除される者に対する特別教育（以下「補講」という。）を受講するか、あらためて「伐木等の業務従事者特別教育」の受講しなければ業務を行うことが出来ません。

参 考



当協会では、改正以前の安全衛生規則第36条8号修了者のうち「チェーンソーに関する知識の課目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む」を修了した者（講習時間：学科2時間、実技30分）を対象とした講習会を開催することとしておりますので、伐木等業務に就かれる方は是非受講されますようご案内いたします。



なお、改正以前の安全衛生規則第36条8号「チェーンソーに関する知識の課目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く」（講義時間：学科6時間、実技4時間30分）及び改正以前の安全衛生規則第36条8号の2修了者（講義時間：学科3時間、実技2時間）については、講義内容(実習等)等から当協会は実施いたしません。

つきましては、今後、当協会が開催いたします補講講習を受講していただきますようご案内申し上げますとともに、本年9月以降随時補講を開催して行く予定としておりますので(実施計画については、当協会ホームページをご覧ください。)、対象者への皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

当協会では、本講習に関しまして受講者が概ね30名以上いる場合には出張講習(土日祝日も可)も実施可能ですので、ご希望がございましたら開催時期、開催場所等ご相談を承りますので、当協会までお問合せ下さい。

担当：二口、杉岡

112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル

TEL 03-5840-6217 FAX 03-5840-6218

E-mail ff@rinkikyo.or.jp sa@rinkikyo.or.jp